

役員等報酬等規程

社会福祉法人 星風会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人星風会(以下「本会」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の理事の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 役員(非常勤) 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員(非常勤)に対する報酬の額は別表1第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表1第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員(非常勤)及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する口座に振る込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別表2に基づいて旅費等を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

- 第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第9条 この規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

別表 1 第 1 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

区 分	日当	旅費
理事会等会議への出席	7,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円	10,000円

(2) 監事

区 分	日当	旅費
監事監査等への出席	7,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円	10,000円

別表 1 第 2 (評議員の報酬)

区 分	日当	旅費
評議員等会議への出席	7,000円	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000円	10,000円

別表 2

役員及び評議員とも共通

(1) 日当

日 帰 り 出 張		宿 泊 出 張	
管 (県) 内	管 (県) 外	管 (県) 内	管 (県) 外
7, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	7, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

(2) 旅費

実費

(3) 宿泊料

1 泊 2 5, 0 0 0 円